

社会福祉法人石川県社会福祉協議会 保育士修学資金貸与要綱

(目的)

第1条 保育士修学資金（以下「修学資金」という。）は、石川県内（以下「県内」という。）の指定保育士養成施設（以下「養成施設」という。）に在学する者であって当該養成施設を卒業後、県内において保育士等として児童の保護等に従事しようとする者に対し、社会福祉法人石川県社会福祉協議会（以下「本会」という。）が修学資金を貸与することにより、本県の保育サービスの質の向上及び質の高い保育人材の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「養成施設」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の6に基づき石川県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設のことをいう。
2 この要綱において「返還免除対象業務」とは、別表に掲げる施設又は事業（以下「保育所等」という。）における児童の保護等の業務をいう。なお、就業形態は問わない。

(貸与の対象者)

第3条 修学資金の貸与を受けることができる者は、次の各号のすべてに該当する者で、本会理事長（以下「理事長」という。）が適当と認める者とする。

- (1) 県内に所在する養成施設に在学する者
- (2) 貸与申請日時点で日本国内に住民登録をしている者であって、卒業後に県内において保育士等として返還免除対象業務に従事しようとする者
- (3) 次のいずれかに該当する者であって、家庭の経済状況等から貸与が必要と認められる者
 - ア 学業成績が優秀と認められる者
 - イ 卒業後保育分野での就労意欲があり、保育士資格取得に向けた向学心が認められる者

(4) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者

2 前項第2号の規定にかかわらず次に掲げる施設において児童の保護等に従事する場合は、県内で従事したものとみなす。

- (1) 国立児童自立支援施設
- (2) 国立高度専門医療研究センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって児童福祉法第27条第2項の委託を受けた施設
- (3) 肢体不自由児施設「整肢療護園」及び重症心身障害児施設「むらさき愛育園」
- (4) 国の定めた被災県（岩手県、宮城県、福島県及び熊本県に限る。以下同じ。）に所在する保育所等

3 第1項の規定にかかわらず既に他の同種の資金の貸与及び給付を受けている者又は職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に規定する職業訓練として養成施設に在学している者は、この修学資金の貸与を受けることができないものとする。ただし、個別の経済状況から併用することがやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

4 次条第2項第3号に定める生活費加算を受けることができる者は、貸与申請時に生活保護受給世帯又はこれに準ずる経済状況にあると理事長が認める世帯の世帯員（外国人留学生を除く。）とする。

- 5 前項に規定する「これに準ずる経済状況にある世帯」とは、貸与申請日に属する年度又は前年度において、次のいずれかの措置を受けている世帯とするものとする。
- (1) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 295 条第 1 項に基づく市町村民税の非課税
 - (2) 地方税法第 323 条に基づく市町村民税の減免
 - (3) 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 89 条又は第 90 条に基づく国民年金の掛金の減免
 - (4) 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 77 条に基づく保険料の減免又は徴収の猶予

（修学資金の貸与期間、貸与額及び利子）

- 第 4 条 貸与期間は、養成施設に在学する期間とし、2 年間を限度とする。ただし、正規の修学期間が 2 年間を超える養成施設に在学している場合は、次項の月額 50,000 円の貸与の 2 年間に相当する金額の範囲内であれば正規の修学期間を貸与期間とすることができる。
- 2 貸与額は、月額 50,000 円以内とする。ただし、次に定める額を加算することができる。
- (1) 入学準備金 初回の貸与時に限り 200,000 円以内
 - (2) 就職準備金 卒業時に限り 200,000 円以内
 - (3) 生活費加算 「生活保護法による保護の基準」（昭和 38 年厚生省告示第 158 号）に定める額以内
- 3 修学資金は、次に掲げる経費に充てるものとする。
- (1) 養成施設に支払う授業料、実習費、教材費等の納付金
 - (2) 参考図書、学用品、交通費等の経費
 - (3) 在学中の生活費（第 2 項第 3 号に定める生活費加算の場合に限る。）
 - (4) その他、理事長が養成施設において修学する際に必要な費用として適当と認める経費
- 4 第 2 項第 3 号に規定する生活費加算は、養成施設に在学する期間の生活費の一部として、1 月あたり貸与申請時における年齢及び居住地に対応する区分の額を基本として加算することができるものとする。ただし、生活費加算と生活保護の支給を同時に受けることはできないものとする。また、第 2 項の月額 50,000 円の貸与を受けずに生活費加算のみを受けることはできないものとする。
- 5 前項の場合において年齢及び居住地が同一の者に係る生活費加算は、同一年度において同額とする。
- 6 利子は、無利子とする。

（貸与の申請）

- 第 5 条 修学資金の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、貸与申請書（第 1 号様式）に次に掲げる添付書類を添えて、理事長に提出しなければならない。
- (1) 推薦書（第 2 号様式）
 - (2) 個人情報の取扱同意書
 - (3) 住民票（申請者及び連帯保証人のもの、発行から 3 ヶ月以内）
 - (4) 成績証明書
 - (5) 所得証明書（申請者と生計を一にする者及び連帯保証人のもの、発行から 3 ヶ月以内）
 - (6) 離職証明書等の離職したことを証明する書類（中高年離職者（養成施設への入学時に 45 歳以上の者であって、離職して 2 年以内のものをいう。以下同じ。）に限る。）

(7) 福祉事務所長等が発行する生活保護受給証明書又は準ずる証明書（生活保護受給世帯の生活費加算の申請者に限る。）又は第3条第5項各号に規定する経済状況であることが確認できる書類

(8) その他理事長が求める書類

- 2 前項において、貸与申請書の内容と添付書類の記載の内容に差異がある場合は、貸与申請書は受理しないものとする。
- 3 申請者が未成年である場合は、申請にあたっては、親権者等の法定代理人の同意を得なければならない。
- 4 申請者は、貸与申請後に貸与を受ける意思がなくなったときは、理事長に貸与休止・再開・辞退届（第3号様式）を提出しなければならない。

（連帯保証人）

第6条 申請者は、連帯保証人を立てなければならない。

- 2 連帯保証人は、成年で、原則として県内に住民登録を有する者でなければならない。
- 3 申請者が未成年者である場合は、連帯保証人は法定代理人でなければならない。また、申請者が児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設又は自立支援ホームに入所している児童若しくは里親又はファミリーホームに委託中の児童であって、法定代理人を連帯保証人として立てられないやむを得ない事情がある場合、児童養護施設等の施設長（里親委託児童の場合は児童相談所長）の意見書（第4号様式）等により、貸与を行うことで申請者の修業環境の確保が図られる場合には、連帯保証人は法定代理人以外の者でも差し支えないものとする。
- 4 連帯保証人は、修学資金の貸与を受けた者（以下「借受人」という。）と連帯して債務を負担するものとする。

（貸与の決定等）

第7条 理事長は、本会の予算の範囲内で修学資金の貸与を行うものとする。

- 2 理事長は、必要な場合には、申請者、連帯保証人及び在学する養成施設等に問い合わせ又は調査等を行うものとする。
- 3 理事長は、申請者が虚偽その他不正な方法により修学資金の貸与を受けようとしたことが明らかになったとき、修学資金の貸与は行わない。
- 4 理事長は、修学資金の貸与を行うこと又は貸与を行わないことを決定したときは、その旨をその旨を申請者及び連帯保証人へ貸与申請書（第1号様式）に記載の住所あてに通知するものとする。
- 5 修学資金の貸与決定を受けた者（以下「貸与決定者」という。）が、貸与決定後に貸与を辞退する場合は、貸与休止・再開・辞退届（第3号様式）を理事長に届出なければならない。

（契約の締結）

第8条 貸与決定者は、理事長と金銭消費貸借契約（以下「貸与契約」という。）を締結するものとする。

- 2 貸与決定者は、貸与契約をするにあたっては、金銭消費貸借契約書に次に掲げる書類を添えて理事長に提出しなければならない。
 - (1) 貸与決定者（未成年の場合を除く。）及び連帯保証人の印鑑登録証明書
 - (2) 振込口座（変更）届出書（第6号様式）
 - (3) 福祉事務所長が発行する保護変更決定通知書（写）（生活保護受給世帯の生活費加算の申請者に限る。）

- 3 契約が複数年にわたる場合は、借受人は、各年4月に当該年度の在学証明書及び成績証明書を理事長に提出しなければならない。
- 4 理事長は、貸与額、貸与期間等の変更等の貸与契約の内容を変更する必要があるときは、借受人と契約変更を締結するものとする。
- 5 前項の規定により変更契約を締結するときは、借受人は、次に掲げる書類を理事長に提出しなければならない。
 - (1) 変更契約書
 - (2) 貸与決定者（未成年の場合を除く。）、連帯保証人及び法定代理人（借受人が未成年の場合に限る。）の印鑑登録証明書

（修学資金の貸与）

第9条 修学資金は、原則として年3回に分けて貸与するものとする。

- 2 貸与申請時に生活保護を受給している者については、貸与決定後に当該貸与決定者の生活保護が廃止されていることを確認し、生活保護が廃止された月の翌月から生活費加算の貸与を開始するものとする。

（契約の解除及び貸与の休止）

第10条 理事長は、貸与期間中に借受人が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その契約を解除するものとする。

- (1) 退学したとき。
 - (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき。
 - (3) 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
 - (4) 死亡したとき。
 - (5) 虚偽その他不正な方法により修学資金の貸与を受けたことが明らかになったとき。
 - (6) その他修学資金貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。
- 2 理事長は、借受人が修学資金の貸与期間中に貸与休止・再開・辞退届（第3号様式）により貸与契約の解除を届出たときは、その契約を解除するものとする。
 - 3 理事長は、契約を解除したときは、借受人及び連帯保証人に文書で通知するものとする。
 - 4 借受人が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月分までの修学資金の貸与を行わないものとする。

（返還債務の当然免除及び免除の申請）

第11条 理事長は修学資金の借受人が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、修学資金の返還の債務を免除する。

- (1) 養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録を行い、県内において返還免除対象業務に従事し、かつ、保育士の登録日と当該返還免除対象業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、5年間（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項及び第33条に規定する過疎地域において返還免除対象業務に従事した場合又は中高年離職者が返還免除対象業務に従事した場合にあっては、3年間）引き続き、これらの業務に従事したとき。
- (2) 返還免除対象業務に従事している期間中に、業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため、生涯にわたり返還免除対象業務に従事することができなくなると認められるとき。

- 2 前項第1号の規定にかかわらず次の各号のいずれかに該当するときは、県内において返還免除対象業務に従事したものとみなす。
 - (1) 第3条第2項に規定する国立の施設において児童の保護等に従事したとき。
 - (2) 国の定めた被災県において返還免除対象業務に従事したとき。
 - (3) 従事する事業所の法人における人事異動等により、借受人の意思によらず、県外において返還免除対象業務に従事したとき。
- 3 第1項第1号に規定する返還免除対象期間の計算については、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 5年 在職期間が通算1,825日以上であり、かつ、業務に従事した期間が900日以上
 - (2) 3年 在職期間が通算1,095日以上であり、かつ、業務に従事した期間が540日以上
- 4 返還免除対象業務に従事後、次の各号のいずれかの事由により県内において返還免除対象業務に従事できない期間が生じたときは、引き続き返還免除対象業務に従事しているものとみなす。ただし、第1項第1号に規定する返還免除対象業務に従事する期間には算入しないものとし、返還免除対象業務に従事しているものとみなす期間は通算して5年間を限度とする。
 - (1) 法人における人事異動等により、借受人の意思によらず、返還免除対象業務以外に従事することとなったとき。
 - (2) 災害、疾病、負傷、育児、介護、その他やむを得ない事由による休業。
- 5 第1項に規定する返還債務の当然免除を受けようとする者は、返還免除申請書（第7号様式）に免除を受けようとする理由を証明する書類を添えて理事長に提出しなければならない。
- 6 理事長は、前項の規定による免除の申請があったときは、当該免除の申請について承認すること又は承認しないことを決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(返還)

- 第12条 借受人が、次の各号のいずれかに該当するときは（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）は、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から起算して貸与を受けた期間（返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。）内に理事長が定める金額を月賦又は半年賦の均等払方式等により返還しなければならない。
- (1) 修学資金の貸与契約が解除されたとき。
 - (2) 養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録簿に登録せず、又は県内において返還免除対象業務に従事しなかったとき。
 - (3) 返還免除対象業務に従事していた保育所等を退職し、災害、疾病、負傷、育児、介護、その他やむを得ない事由によらず、3か月を超えて、県内において返還免除対象業務に従事しなかったとき。
 - (4) 業務外の事由により死亡し、又は業務外の事由による心身の故障のため、生涯にわたり返還免除対象業務に従事することができなくなったと認められるとき。
 - (5) 借受人として、第12条第3項及び第13条第2項、第16条第1項から第7項の届出等の義務を果たさなかったとき。
 - (6) 借受人の責による事由により免職されたとき。
 - (7) 虚偽その他不正な方法により修学資金の貸与を受けたことが明らかになったとき。
 - (8) その他修学資金の目的を達成することができなくなったと認められるとき。

- 2 前項に規定する期間内に返還を行うことが困難な状況など、真にやむを得ない場合と理事長が認めた場合は、前項の期間について2を乗じて得た期間内とすることができる。
- 3 第1項第5号を除く同項各号の事由により修学資金を返還しなければならない者は、その事由が発生した日から速やかに返還届（第8号様式）を理事長に提出しなければならない。ただし、理事長が当該借受人に返還届の提出を求めても提出されない場合は、理事長は返還届の提出を待たず、返還計画を作成するものとする。
- 4 理事長は、前項による返還に係る金額及び返還方法について、借受人に文書で通知するものとする。ただし、借受人の希望により、繰り上げして返還ができるものとする。
- 5 修学資金の返還に伴う振込手数料等の費用は、借受人又は連帯保証人が負担するものとする。
- 6 返還された修学資金の受領日は、本会指定金融機関口座への入金日とする。
- 7 修学資金の返還について、借受人又は連帯保証人から申し出のない過入金があったときは、借受人の意思を確認することなく、翌月又はそれ以降の返還に充当することができるものとする。
- 8 修学資金の返還について、契約関係のない第三者より返還の申し出があったときは、借受人の承諾を得た後、返還を受け入れることができる。ただし、次に掲げる場合には、必ずしも借受人の意思を確認することなく、その返還を受け入れることができるものとする。
 - (1) 借受人が死亡、または行方不明のとき。
 - (2) その他、返還を拒否する特別な理由がないとき。
- 9 理事長は、修学資金の返還が完了したときは、借受人及び連帯保証人に文書で通知するものとする。

(返還債務の履行猶予)

- 第13条 理事長は、修学資金の借受人が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続する期間、修学資金の返還の債務の履行を猶予するものとする。
- (1) 修学資金の貸与契約を解除された後も引き続き貸与決定時に在学していた養成施設に在学しているとき。
 - (2) 県内において返還免除対象業務に従事しているとき。
 - (3) 保育士登録を行った者が返還免除対象業務に従事できなかつたときであつて、養成施設を卒業後1年以内に返還免除対象業務以外の職種に採用されたが、今後、返還免除対象業務に従事する意思があるとき。ただし、養成施設を卒業した日から2年以内を限度とする。
 - (4) 災害、疾病、負傷、育児、介護、その他やむを得ない事由があるため、県内において返還免除対象業務に従事することができないとき（ただし、その事由の消滅後、県内で返還免除対象業務に従事できる見込みがあるときに限る。）
- 2 前項に規定する返還の猶予を受けようとする者は、返還猶予申請書（第9号様式）に猶予を受けようとする理由を証明する書類を添えて、理事長に提出しなければならない。
 - 3 第1項第2号の事由により、返還猶予を受けている者は、2年目以降は、前項の規定にかかわらず返還免除対象業務従事証明書（第10号様式）を提出することで、返還猶予申請書の提出があつたものとみなす。
 - 4 理事長は、第2項及び第3項の規定による猶予の申請があつたときは、当該猶予の申請について承認すること又は承認しないことを決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。
 - 5 第1項の返還猶予の事由が中断又は消滅し、3か月以内に返還免除対象業務に従事しないときは、借受人は返還届（第8号様式）を理事長に提出しなければならない。

(返還の債務の裁量免除)

第14条 理事長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、職権又は借受人もしくは連帯保証人からの申請により修学資金（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。

(1) 借受人が業務外の事由により死亡し、又は業務外の事由に起因する心身の故障のため貸与を受けた再就職準備金を返還することができなくなり、かつ、連帯保証人等に返還できない真にやむを得ない事由があるとき。

返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部

(2) 長期間所在不明となっている場合等修学資金を返還させることが困難であると認められ、かつ、連帯保証人等に返還できない真にやむを得ない事由がある場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき。

返還の債務の額の全部又は一部

(3) 県内において2年以上返還免除対象業務に従事したとき。

返還の債務の額の一部

2 前項第1号の一部免除に該当するときの裁量免除の額は、返還免除対象業務に従事した月数（30日に満たない日数は1か月から切り捨てて換算し、この月数が複数ある場合は合算する）を、保育士修学資金の貸付けを受けた月数の2分の5（中高年離職者等については2分の3）に相当する月数で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする）を返還の債務の額に乗じて得た額とする。

3 第1項に規定する返還債務の裁量免除を受けようとする者は、返還免除申請書（第7号様式）に返還免除対象業務従事証明書（第10号様式）又は免除を受けようとする理由を証明する書類を添えて理事長に提出しなければならない。

4 理事長は、前項の申請に係る返還債務の裁量免除について承認すること又は承認しないことを決定したときは、その旨を申請者及び連帯保証人に通知するものとする。

5 第1項の規定による一部免除後に返還債務があるときは、一部免除が決定した日が属する月の翌月より残りの修学資金の返還を再開するものとする。その場合、原則として当初の返済計画で定められた金額を返還していくものとする。

(連帯保証人の変更)

第15条 連帯保証人が死亡、破産、または国外へ転居したときは、借受人は連帯保証人を変更しなければならない。

2 理事長が真にやむを得ない事由があると認める場合、借受人は、第1項の理由によらず、連帯保証人を変更することができる。

3 借受人が連帯保証人を変更するときは、連帯保証人変更申請書（第14号様式）に次に掲げる添付書類を添えて、理事長に届け出なければならない。

(1) 連帯保証人の現住所を証明する公的書類の写し（連帯保証人変更申請書に記載の現居住地と一致したもの）

(2) 連帯保証人の所得証明書

4 理事長は、前項の申請に係る連帯保証人の変更の申請について承認すること又は承認しないことを決定したときは、その旨を申請者及び変更後の連帯保証人へ連帯保証人変更申請書（第14号様式）に記載の住所あてに通知するものとする。

5 第1項の規定に該当しているにも関わらず、借受人が新たな連帯保証人を立てないとき、理事長は一括で修学資金の返還を求めることができるものとする。ただし、借受人が返還免除対象業務に従事しているときは返還を求めない。

(届出義務)

第16条 契約締結後、借受人は、この要綱に定める届出及び申請を遅滞なく行わなければならない。ただし、借受人が届出及び申請を行うことができない場合は、次の者が行うものとする。

(1) 借受人が心身の故障等により提出できないとき。

連帯保証人又は借受人から委任を受けた者

(2) 借受人が死亡したとき。

連帯保証人又は相続人の代表者（相続人が確定していないとき又は相続放棄等で相続人がいないときは、親族の代表者）

2 借受人は、次に掲げる事情が生じた場合には、貸付休止・再開・辞退届（第3号様式）を理事長に届出なければならない。

(1) 借受人が休学し、退学し、復学し、転学し、進路変更したとき。

(2) 借受人が停学又は退学の処分を受けたとき。

(3) 借受人が留年したとき。

(4) 修学資金の貸与を辞退し、又は契約解除するとき。

3 借受人は、在学する養成施設を卒業したときは、卒業届（第11号様式）を理事長に提出しなければならない。

4 借受人が、県内において返還免除対象業務に従事したときは返還免除対象業務従事証明書（第10号様式）を理事長に提出しなければならない。

5 借受人が、返還免除対象業務従事先を変更したときは、変更前と変更後の従事先の返還免除対象業務従事証明書（第10号様式）を理事長に提出しなければならない。

6 理事長が返還免除対象業務に従事しているか確認するために借受人に照会を行ったときは、借受人等は、返還免除対象業務従事期間証明書（第10号様式）により回答しなければならない。

7 借受人は、借受人又は連帯保証人の住所、氏名その他の重要な事項に変更があったときは、変更届（第5号様式）を理事長に提出しなければならない。

8 借受人が死亡したときは、当該借受人の相続人の代表者（相続人が確定していないとき又は相続放棄等で相続人がいないときは、親族の代表者。）は、借受人死亡届（第13号様式）に事実を証明する書面を添えてその旨を理事長に届出なければならない。

9 借受人は、修学資金の振込口座が変更となったときは、振込口座（変更）届出書（第6号様式）を理事長に提出しなければならない。

10 第1項から前項による届出は、借り受けた修学資金に係る債務が消滅したときは、この限りではない。

(延滞利子)

第17条 理事長は、借受人および連帯保証人ともに正当な理由がなく、修学資金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年5パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。

2 前項の規定による延滞利子の計算につき同項に定める年あたりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日あたりの割合とする。なお、借受人が返還すべき期限を過ぎて返還の債務の額を払込みした場合は、払込額が元金（貸与総額）、延滞利子の合計額に満たないときの充当順位は、元金、延滞利子の順とする。

3 理事長は、借受人に真にやむを得ない事情があるときは、借受人の提出する延滞利子支払免除申請書（第12号様式）に基づき延滞利子を免除することができる。

- 4 理事長は、前項において、当該免除の申請について承認すること又は承認しないことを決定したときは、その旨を申請者及び連帯保証人に通知するものとする。

(合意裁判所)

第 18 条 理事長と借受人又は連帯保証人との間で調停又は訴訟の必要が生じたときは、本会所在地を管轄する裁判所を合意裁判所とする。

(その他)

第 19 条 この要綱に定めのないものについては、「保育士修学資金の貸付け等について」（平成 28 年 2 月 3 日厚生労働省発雇児 0203 第 3 号）の別紙に定める「保育士修学資金貸付等制度実施要綱」及び「保育士修学資金貸付等制度の運営について」（平成 28 年 2 月 3 日雇児発 0203 第 2 号）によるほか、県と協議の上、決定するものとする。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表

ア	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する「児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設」 ・児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 4 項に規定する「児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設」 ・児童福祉法第 7 条に規定する「児童福祉施設（保育所を含む）」 ・児童福祉法第 12 条の 4 に規定する「児童を一時保護する施設」 ・児童福祉法第 18 条の 6 に規定する「指定保育士養成施設」
イ	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する「幼稚園」のうち次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> ①教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設 ②ウに定める「認定こども園」への移行を予定している施設
ウ	<ul style="list-style-type: none"> ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する「認定こども園」
エ	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する業務であって、同法第 34 条の 15 第 1 項の規定により市町が行うもの及び同条第 2 項の規定による認可を受けたもの
オ	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法第 6 条の 3 第 13 項に規定する「病児保育事業」であって、同法第 34 条の 18 第 1 項の規定による届出を行ったもの
カ	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項に規定する「放課後児童健全育成事業」であって、同法第 34 条の 8 第 1 項の規定により市町が行うもの及び同条第 2 項の規定による届出を行ったもの
キ	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法第 6 条の 3 第 7 項に規定する「一時預かり事業」であって、同法第 34 条の 12 第 1 項の規定による届出を行ったもの
ク	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 30 条第 1 項第 4 号に規定する離島その他の地域において特例保育を実施する施設
ケ	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する業務又は第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設であって法第 34 条の 15 第 2 項、第 35 条第 4 項の認可または認定こども園法第 17 条第 1 項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> ①法第 59 条の 2 の規定により届出をした施設 ②①に掲げるもののほか、石川県等が事業の届出をするものと定めた施設であって、当該届出をした施設 ③雇用保険法施行規則（昭和 50 年 3 月 10 日労働省令第 3 号）第 116 条に定める事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の助成を受けている施設 ④「看護職員確保対策事業等の実施について（平成 22 年 3 月 24 日医政発 0324 第 21 号）」に定める病院内保育所運営事業の助成を受けている施設 ⑤国、県又は市町が設置する児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する業務又は法第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設
コ	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援法第 59 条の 2 第 1 項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「平成 28 年度企業主導型保育事業等の実施について」の別紙「平成 28 年度企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第 2 の 1 に定める企業主導型保育事業